

輸出者・通関業者の皆様へ
平成18年3月1日より、

特定輸出申告制度

～コンプライアンスの優れた者に対する輸出通関制度～

が導入されます。

Q. 今回導入される特定輸出申告制度とは、どのような制度ですか。

A. 特定輸出申告制度とは、セキュリティ対策の強化と国際物流の高度化に対応した物流促進の両立を図ることを目的として、

- ・ コンプライアンス（法令遵守）の優れた者として税関長の承認を受けた輸出者（以下「特定輸出者」といいます。）については、その自社施設（工場、倉庫等）における輸出通関（輸出申告及び輸出許可）が可能
- ・ 特定輸出申告に対する税関の審査や検査においては、特定輸出者のコンプライアンスがより反映されるため、これまで以上の迅速な通関が可能

となります。

この制度の利用により、輸出貨物のリードタイムの短縮、通関手続の予見可能性の向上及びコンテナヤードの混雑回避が期待できます。

Q. 特定輸出申告制度を利用するには、どのようにしたら良いのですか。

A. 特定輸出申告制度を利用するまでの手順は、以下のとおりです。

特定輸出者の承認を受けるための申請手続

所定の様式に必要事項を記入し、法令遵守規則及び法人の場合には登記事項証明書（法人以外の場合には住民票の写し等の本人確認ができる書類）を添付して、主たる輸出業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の本関（又は最寄りの官署）に提出してください。

税関による承認申請内容の審査と承認通知書の交付

上記の申請内容を税関において審査（立入調査を含む。）の上、承認する場合には、申請者に対し承認通知書を交付します。

特定輸出申告と許可

上記の承認を受けた後は、貨物を自社施設に置いたままで輸出申告を行い、輸出許可を受けることが可能になります。

Q . 特定輸出者の承認を受けるための要件と承認後の義務には、どのようなものがありますか。

A . 特定輸出者の承認を受けるための要件と承認後の義務は、以下のとおりです。

特定輸出者の承認のための要件

- ・ 過去の一定期間（2年又は3年）内に、関税法又は関税定率法その他の法律の規定に違反して、刑に処せられていないこと。
- ・ 本制度の適用を受ける貨物の輸出業務（税関手続及び貨物管理）を適正に遂行する能力を有していること。
- ・ 法令を遵守するための規則を定めていること。

承認後の義務

特定輸出貨物の品名、数量等を記載した帳簿を備付け、貨物の輸出に関して作成し又は受領した書類（例：仕入書、契約書）とともに保存すること（国税の電子帳簿保存法に準じて電子的な保存が可能。）等。

Q . 特定輸出申告制度についてもっと詳しく知りたいのですが、どこに問い合わせれば良いでしょうか。

A . 特定輸出申告制度の詳細については、各税関の統括審査官（法令遵守担当部門）へお問い合わせください。

- | | | |
|----------|----------|-----------------|
| ・ 函館税関 | ・・・・・・・・ | 電話：0138-40-4209 |
| ・ 東京税関 | ・・・・・・・・ | 電話：03-3599-6343 |
| ・ 横浜税関 | ・・・・・・・・ | 電話：045-212-6110 |
| ・ 名古屋税関 | ・・・・・・・・ | 電話：052-654-4169 |
| ・ 大阪税関 | ・・・・・・・・ | 電話：06-6576-3391 |
| ・ 神戸税関 | ・・・・・・・・ | 電話：078-333-3071 |
| ・ 門司税関 | ・・・・・・・・ | 電話：093-332-8503 |
| ・ 長崎税関 | ・・・・・・・・ | 電話：095-828-8667 |
| ・ 沖縄地区税関 | ・・・・・・・・ | 電話：098-862-8251 |